養護老人ホーム（清和園・さくら苑）の入所をお考えの方へ

**ここでは、養護老人ホームへの入所をご希望、ご検討されている方へ、施設の基本情報や入所までの過程及び入所後の生活等について、簡単にご説明します。**

**１　養護老人ホームとは**

**以下の条件を全て満たす方が、入所できる施設です。**

**ご家庭での一人暮らしの延長線上の施設であるとお考え下さい。**

**①生活環境や経済的な理由などにより、自宅での生活が困難な６５歳以上の高齢者。**

**②施設の内容を理解した上で、入所する意思がある。**

**③自力で一人暮らしできる状態。※介護認定区分が、非該当～要支援２の方が目安**

**④身元引受人がいる。（親族に限る。）**

**⑤医療行為が必要ない。**

**⑥本人の属する世帯が、生活保護を受給、或いは市民税の所得割を課税されてない。**

**注意**

**・食事やトイレ等、生活において職員が介護行為をする介護施設ではありません。**

**・食事の配膳や、洗濯、掃除、入浴などを入所者の皆さまで行っていただきます。**

**※介護施設や病院等で想像される見守りは行いません。**

**・自力の移動が困難な方は入所できません。（移動の際に息切れが多い、車イス等）**

**・医療行為が必要な方は入所できません。（インスリン注射を自分で打てない、在宅酸素が必要、その他医師・看護師が行わないといけない治療等）**

**２　入所の手続きについて**

**２　入所の手続き等について**

**入所までの手続きは、次のとおり。※申請から入所まで、約２～３か月間。**

1. **申請書類の提出**

**一覧表の書類を準備し、大洲市役所高齢福祉課（または各支所）へ提出。**

1. **書類審査**

**書類の準備・提出は、ご家族等が準備されることもありますが、本人の入所希望と身元引受人の確保は絶対条件です。面接の際にも伺いますが、ご本人に入所の意思がない場合は、それ以上の手続きは、中止となります。**

1. **第1次面接**

**市役所職員（高齢福祉課）が、入所希望をされている高齢者本人及び**

**扶養義務者に面接を行います。面接は、原則ご自宅で行います。**

**面接内容は、日ごろの生活状況や扶養関係など、一般的な面接です。**

**身元引受人やご家族、ケアマネージャーさん等も、可能な限り同席してください。要介護１・２の方には、養護老人ホーム施設職員も面接に同行します。**

1. **入所判定委員会**

**面接結果を基に、各分野の専門家の方が、審査されます。**

1. **最終面接**

**入所を希望されている施設の職員（施設長、相談員、看護師、支援員）が、**

**面接に伺います。この時は、細かなこともお聞きします。**

**例…いつも飲んでいるお薬、過去のケガや病気、アレルギーなど。歩行状態や面接内容等を基にして総合的に入所の可否を判断されます。**

1. **入所の準備**

**⑸の面接結果、入所可能となれば高齢福祉課に報告があり、入所日時が調整され入所となります。**



**３　入所に関する個人自己負担等について**

**入所にあっての費用負担は、２つあります。**

1. **入所者本人**

**収入申告書を参考に、前年中の年金収入と支出等によって決まります。これには、部屋代・食事代・光熱水費等が含まれています。**

1. **扶養義務者**

**民法規定される扶養義務者（配偶者、子、兄弟姉妹等）や、対象者を税法や健康保険の被扶養者としている場合、前年の所得税等により負担が発生します。**

1. **負担額は、収入の範囲内で定められた額が設定され、毎年見直されます。**

**４　入所前のポイントについて**

**入所希望、検討中の方も、実際に施設を見学することが可能です。入所中の方の様子、施設の雰囲気を感じることは、良い経験となります。見学は、無料ですが、施設の受入準備もありますので、施設に直接、事前に電話等により予約をお願いします。**

**５　入所後の生活ルールと介護認定の変化について**

**外出やデイサービスの利用なども可能ですが、毎日の**



**決まった生活ルールがあります。何か問題行動を起こすと退所となります。**

**また、入所後の介護認定が要介護３以上になった場合、**

**認知症の進行状況、ケガや病気により、約３か月以上の**

**長期入院が見込まれる場合等は、退所となります。**

**（退所後の施設等が決定するまでは、継続して、同施設で**

**待機していただくことが可能です。）**